

令和 7 年度 税制改正のポイント

令和 7 年度税制改正大綱の内容を踏まえた「所得税法等の一部を改正する法律」が、令和 7 年 3 月 31 日に可決成立し、同日に公布、4 月 1 日に施行されました。ここでは、主な改正項目をピックアップしてご案内します。

なお本情報は、令和 7 年 4 月 30 日現在、財務省その他省庁のサイトで公表されている資料を基に作成しております。



目次

個人所得課税

pp.1-5

- 基礎控除・給与所得控除の見直し
- 大学生年代の子等の親等への特別控除の創設
- 扶養親族等の所得要件の見直し
- 退職所得控除額の調整規定等の見直し等
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充
- 子育て世帯等に対する生命保険料控除の引き上げ
- 企業型 DC と iDeCo 等の拠出限度額の引き上げ

資産課税

p.6

- 事業承継税制における役員就任要件の事実上の撤廃
- 生産性向上・賃上げのための設備投資特例の見直し・延長

法人課税

pp.7-8

- 中小企業の法人税の軽減税率の見直し・延長
- 中小企業経営強化税制の見直し・延長
- リース会計基準の変更に伴う税制上の措置
- 企業版ふるさと納税の見直し
- 防衛特別法人税の創設

その他

pp.9-11

- 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し
- リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止
- 電子取引データの保存制度の見直し
- その他の主な延長措置
- 検討事項

個人所得課税

○基礎控除・給与所得控除の見直し

所得税・個人住民税／減税

- 所得税の基礎控除について、合計所得が 2,350 万円以下の場合の控除額を **58 万円** に引き上げ（改正前：48 万円）
加えて、合計所得金額に応じ基礎控除を最高 37 万円上乘せする特例措置を創設
- 所得税と個人住民税の給与所得控除について、最低保障額を **65 万円** に引き上げ（改正前：55 万円）
- 令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年度分以後の個人住民税に適用



消費者物価指数はこの 30 年で 10%程度上昇しました。生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は 20%程度上昇しています。

所得税は、基礎控除額が定額であることから、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという性質があります。今後も一定の物価上昇が見込まれることから、今回、所得税の基礎控除額が引き上げられることとなりました。

加えて、基礎控除の上乗せ特例も創設されました。こちらは、合計所得金額 132 万円以下（給与収入のみの場合 200 万円以下）の場合は恒久措置ですが、それ以外の方については令和 7 年分と令和 8 年分の 2 年間の時限措置となります。

●特例の上乗せ分を加えた基礎控除の控除額（赤字が改正部分） ※個人住民税は改正なし

合計所得金額		給与収入のみの場合※1		令和 6 年	令和 7 年 令和 8 年	令和 9 年
132 万円以下		2,003,999 円以下		48 万円	95 万円※2	
132 万円超	336 万円以下	2,003,999 円超	4,751,999 円以下		88 万円※2	58 万円
336 万円超	489 万円以下	4,751,999 円超	6,655,556 円以下		68 万円※2	
489 万円超	655 万円以下	6,655,556 円超	850 万円以下		63 万円※2	
655 万円超	2,350 万円以下	850 万円超	2,545 万円以下		58 万円	
2,350 万円超	2,400 万円以下	2,545 万円超	2,595 万円以下	48 万円		
2,400 万円超	2,450 万円以下	2,595 万円超	2,645 万円以下	32 万円		
2,450 万円超	2,500 万円以下	2,645 万円超	2,695 万円以下	16 万円		
2,500 万円超		2,695 万円超		－		

※1 特定支出控除や所得金額調整控除がある場合は、表の金額とは異なります。

※2 基礎控除 58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額。なおこの加算は、居住者についてのみ適用されます。

●給与所得控除額(赤字が改正部分) ※こちらは個人住民税も同様に引き上げ

給与収入	改正前	改正後
162.5 万円以下	55 万円	65 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額×40%－10 万円	
180 万円超 190 万円以下	収入金額×30%＋8 万円	
190 万円超 360 万円以下		変更なし
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円	変更なし
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円	変更なし
850 万円超	195 万円(上限)	変更なし

○大学生年代の子等の親等への特別控除の創設

所得税・個人住民税／減税

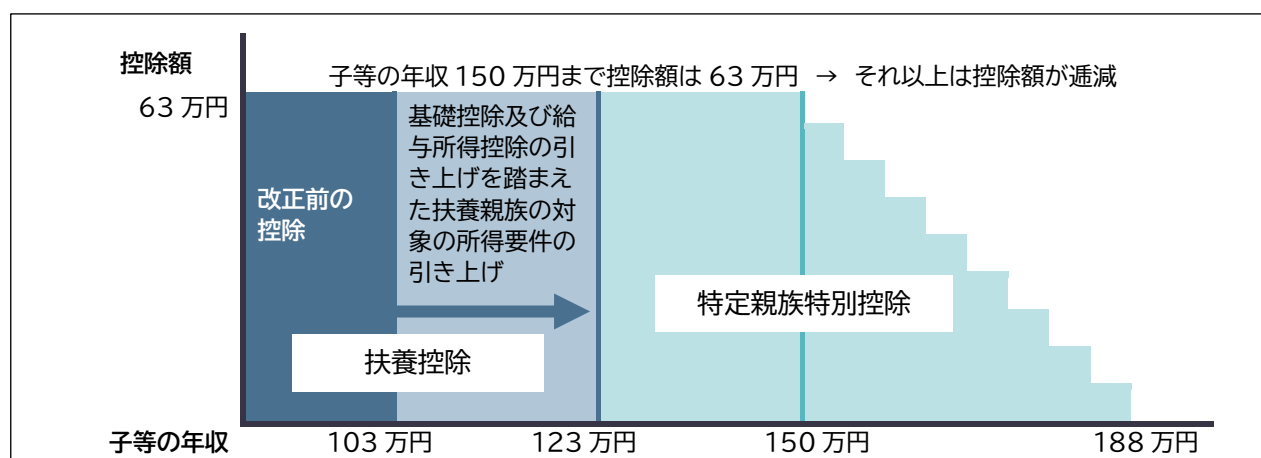
- 人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応し、大学生年代（19～22 歳）※の親等向けの特別控除（特定親族特別控除）を創設
- 子等の給与収入が 150 万円以下の場合は 63 万円の所得控除を適用、150 万円超の場合は控除額が段階的に逓減する仕組み
- 令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年度分以後の個人住民税に適用

※ 大学生年代：納税者（日本の居住者）と生計を一にしている、年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、配偶者、青色事業専従者等、控除対象扶養親族に該当しない一定の所得の者。



親の扶養控除から外れてしまう「103 万円の壁」が、大学生年代のアルバイトの「働き控え」の原因となっていたことから、この年収の壁も引き上げられます。

●所得税の特定親族特別控除のイメージ



参考：財務省「令和 7 年度税制改正(令和 7 年 3 月)」https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025.pdf/zeisei25.all.pdf



ここまでにご案内した各控除は、令和 7 年分は 12 月に行う年末調整で調整されます。11 月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。年末調整で特定親族特別控除を適用する場合は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出が必要です。

○扶養親族等の所得要件の見直し

所得税・個人住民税／**減税**

- 同一生計配偶者と扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げ（改正前：48 万円以下）
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下に引き上げ（改正前：48 万円以下）
- 勤労学生の合計所得金額要件を 85 万円以下に引き上げ（改正前：75 万円以下）
- 所得税では、家内労働者等の事業所得等の所得の計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額も、65 万円に引き上げ（改正前：55 万円）
- 令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年度分以後の個人住民税に適用

●所得要件※1（カッコ内は給与収入のみの場合※2）（赤字が改正部分） ※個人住民税も同様

扶養親族等の区分	改正前	改正後
同一生計配偶者・扶養親族 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下(103 万円以下)	58 万円 以下(123 万円 以下)
配偶者特別控除の 対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円 超 133 万円以下 (123 万円 超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下(130 万円以下)	85 万円 以下(150 万円 以下)

※1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については、総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

※2 特定支出控除の適用がある場合は、表の金額とは異なります。



この見直しについても、令和 7 年 11 月までの給与等の源泉徴収事務に変更は生じません。令和 7 年 12 月 1 日以後に支払う給与から、この改正が適用されます。

改正により新たに扶養親族等の要件を満たした親族等について扶養控除等の適用を受けるには、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。

○退職所得控除額の調整規定等の見直し等

所得税・個人住民税／**増税**

- 退職手当等（老齢一時金を除く）を受け取った際、前年以前 4 年以内に受け取った確定拠出年金の老齢一時金がある場合に、退職所得控除額の計算で調整される規定について、**調整の対象を前年以前 9 年以内に受け取った老齢一時金に拡大**
- 老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を **10 年**に（改正前：7 年）
- **令和 8 年 1 月 1 日以後**に老齢一時金の支払いを受けている場合であって、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等について適用
- 退職所得については、改正前は「役員のみ」とされている源泉徴収票の提出義務の対象が、「すべての人（日本の居住者）」に拡大（令和 8 年 1 月 1 日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用）

○子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

所得税・個人住民税／減税

- 住宅ローン控除について、子育て世帯等（「19 歳未満の扶養親族を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯」）を対象に、引き続き借入限度額の上乗せと床面積要件の緩和を実施
- 住宅リフォーム税制について、引き続き子育て対応改修工事を適用対象に
- いずれも令和 7 年に居住した場合に適用

●住宅ローン控除の拡充の概要(赤字が改正部分)

入居年 →		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
借入限度額	新築住宅・買取再販				
	長期優良住宅 低炭素住宅	5,000 万円		4,500 万円 子育て世帯等 5,000 万円	4,500 万円 子育て世帯等 5,000 万円
	ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円		3,500 万円 子育て世帯等 4,500 万円	3,500 万円 子育て世帯等 4,500 万円
	省エネ基準適合住宅	4,000 万円		3,000 万円 子育て世帯等 4,000 万円	3,000 万円 子育て世帯等 4,000 万円
床面積要件		50 ㎡ (新築の場合、令和 6 年末までに建築確認： 40 ㎡(所得要件 1,000 万円))			50 ㎡ (新築の場合、令和 7 年末までに建築確認： 40 ㎡(所得要件 1,000 万円))

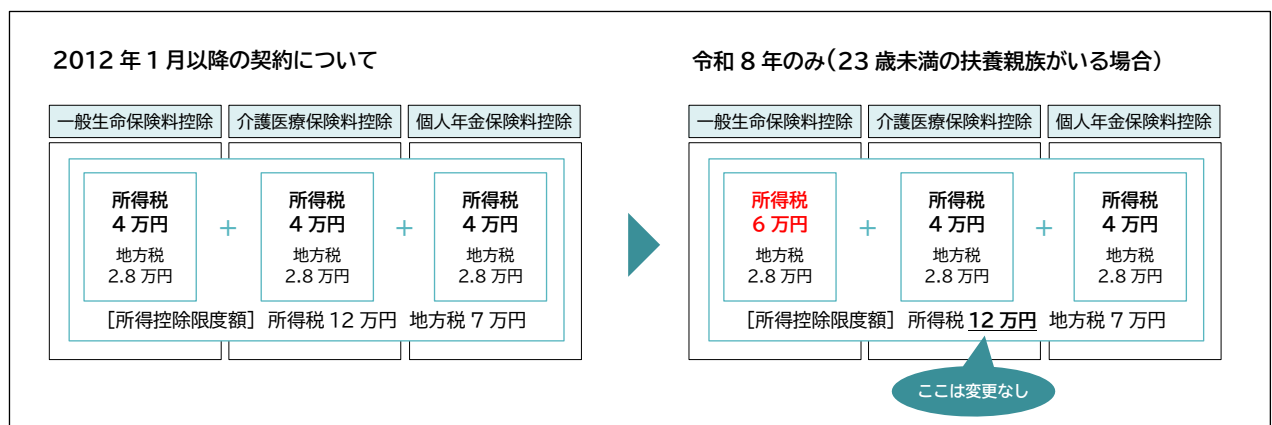
出典:国土交通省「令和 7 年度税制改正概要」<https://www.mlit.go.jp/page/content/001855004.pdf>

○子育て世帯等に対する生命保険料控除の引き上げ

所得税／減税

- 子育て世帯等（日本の居住者で、年齢 23 歳未満の扶養親族がいる方）を対象に、新生命保険料に係る一般生命保険料控除の控除額を最高 6 万円に引き上げ（改正前：4 万円）
- 令和 8 年分の所得税に適用される 1 年間の限定措置

●生命保険料控除の適用限度額(赤字が改正部分)



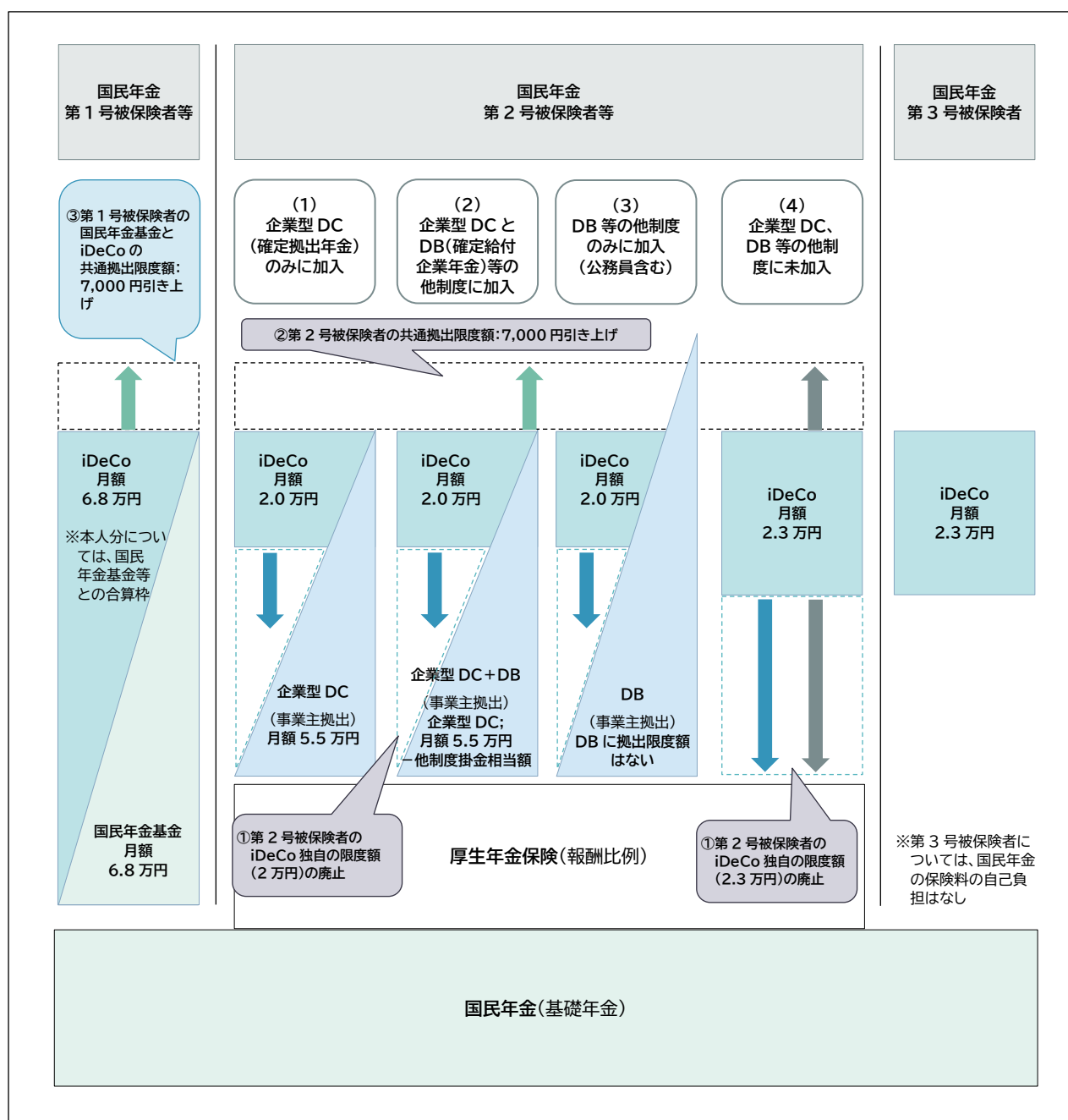
参考:金融庁「令和 7(2025)年度税制改正について」<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241227-2/01.pdf>

○企業型 DC と iDeCo 等の拠出限度額の引き上げ

所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税／**減税**

- 企業年金の有無による拠出限度額の差異を解消すべく
 - ・ 企業年金のある第2号被保険者については、iDeCo（個人型確定拠出年金）と企業年金への拠出額の合計に対する共通拠出限度額に一本化し、**月額 6.2 万円**に
 - ・ 企業年金のない第2号被保険者の iDeCo の拠出限度額を**月額 6.2 万円**に
- 第1号被保険者の iDeCo と国民年金基金の共通拠出限度額を**月額 7.5 万円**に（改正前：月額 6.8 万円）

●確定拠出年金制度の見直しのイメージ



参考:財務省「令和7年度税制改正(令和7年3月)」https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025.pdf/zeisei25_all.pdf

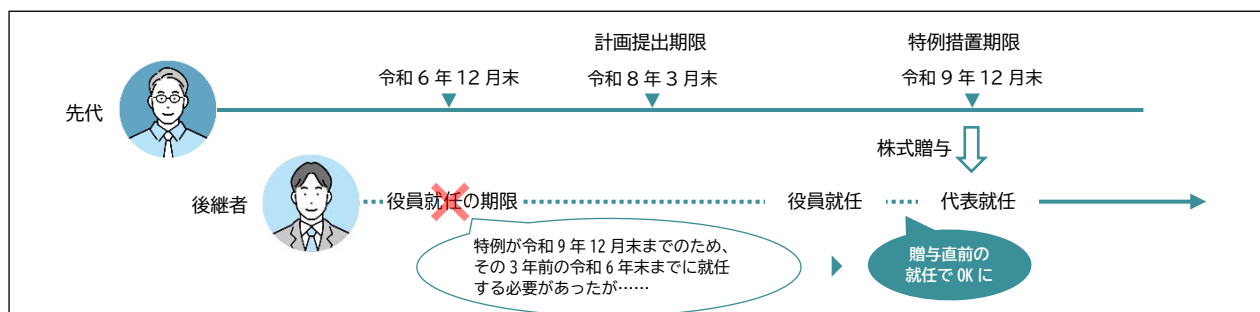
資産課税

○事業承継税制における役員就任要件の事実上の撤廃

相続税・贈与税／**減税**

- 法人版事業承継税制の特例制度の役員就任要件を、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に緩和（改正前：就任後3年以上経過が必要）
- 個人版事業承継税制も同様の見直し（贈与直前に事業に従事していればよい）
- 令和7年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

●改正の概要



参考：経済産業省「令和7年度（2025年度）経済産業関係 税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2025/zeisei_fy2024/zeiseikaiseigaiyou2025.pdf

○生産性向上・賃上げのための設備投資特例の見直し・延長

固定資産税／**増税**・**減税**

- 市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき中小事業者等が取得した機械・装置等の固定資産税の軽減措置について、適用期限を2年延長（令和9年3月31日まで）
- 対象資産を、賃上げ方針を位置づけた同計画に基づくものに限定
- 表明した賃上げ率に応じた課税標準を見直し

●改正後の軽減措置

表明した賃上げ率	課税標準	軽減される期間
1.5%以上	2分の1に軽減	最初の3年間
3.0%以上	4分の1に軽減	最初の5年間



この特例の適用に、賃上げ方針が必須となります。

雇用者給与等支給額をどの程度引き上げるかによって、税額や軽減される期間が決まります。

法人課税

○中小企業の法人税の軽減税率の見直し・延長

法人税／増税・減税

- 年 800 万円以下の所得について法人税率を 15%とする軽減措置（本則：19%）の適用期限を 2 年延長（令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度）
- ただし所得の金額が年 10 億円を超える事業年度は、17%に引き上げ（改正前：15%）
- 通算法人（グループ通算制度により通算する親法人及び子法人）を対象から除外

●法人税率(赤字が改正部分)

対象		年 800 万円超の所得	年 800 万円以下の所得
大法人(資本金 1 億円超)		23.2%	
中小法人(資本金 1 億円以下)	適用除外事業者※・通算法人	23.2%	19%
	上記以外	23.2%	15%

※ 過去 3 年平均の所得が 15 億円超の中小法人

所得 10 億円超になった年は
この税率が 17%に

○中小企業経営強化税制の見直し・延長

所得税・法人税・法人住民税・事業税／増税・減税

- 適用期限を 2 年延長（令和 9 年 3 月 31 日まで）
- A 類型・B 類型の要件の指標の見直しと、C 類型の廃止を含む対象設備の見直し
- 売上高 100 億円超を目指す中小企業を対象に、B 類型を拡充

●要件や対象設備の見直し(赤字が改正部分)

類型	要件	対象設備
A 類型:生産性向上設備	生産性※が旧モデル比平均 1%以上向上する設備 ※単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	暗号資産マイニング業の用に供する設備を除外
B 類型(従来):収益力強化設備	投資収益率※が年平均 7%以上の投資計画に係る設備(改正前:年平均 5%以上) ※計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	
D 類型:経営資源集約化設備	修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	
C 類型:デジタル化設備	(廃止)	

参考:経済産業省「令和 7 年度(2025 年度)経済産業関係 税制改正について」 <https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei.fy2025/zeisei.fy2024/zeiseikaiseigaiyou2025.pdf>



B 類型は投資収益率が 5%から 7%に引き上げとなりハードルが高くなりますが、一方で、売上高 100 億円超を目指す中小企業を応援すべく、税制優遇を拡大した B 類型拡張版が新設されます。

●売上高 100 億円超を目指す中小企業への更なるインセンティブ措置

○改正の内容・対象資産に建物追加

【改正の内容:主な追加要件】

- ・ 売上高 100 億円超を目指す
- ・ 売上成長率 10%以上
- ・ 賃上げ率一定割合以上
- ・ 投資規模が 1 億円以上又は売上高 5%以上
- ・ 計画認定時の売上高が 10 億円超 90 億円未満 等

対象設備	賃上げ率	特別償却	税額控除
建物追加※3	2.5%以上	15%	1%
	5%以上	25%	2%

○既存措置※2

一定以上の投資収益率の計画に係る設備投資
即時償却又は税額控除※1

※1 税額控除率は 10%(資本金 3,000 万円超の法人にあっては、7%)

※2 既存措置の対象設備は、機械装置、工具(A 類型の場合には、測定工具又は検査工具に限る。)、ソフトウェア、器具備品、建物附属設備

※3 建物には、建物とあわせて取得するその附属設備を含む

参考:財務省「令和 7 年度税制改正(令和 7 年 3 月)」より作成 https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025.pdf/zeisei25_all.pdf

○リース会計基準の変更に伴う税制上の措置

所得税・法人税・法人住民税・事業税／**増税**・減税

- 法人のオペレーティング・リース取引について、借り手のオペレーティング・リースの費用について、税務上は従来どおりのまま、賃貸借処理で行う
- 貸し手の経理処理では、リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例について、経過措置を設けて廃止（所得税も同様）
- 令和 9 年 4 月 1 日以後に締結する所有権移転外リース取引契約におけるリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算上、取得価額に含まれている残価保証額は控除せず、1 円（備忘価額）まで償却可に（所得税も同様）



令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、新リース会計基準が適用されます。これに対し税務上は、オペレーティング・リースにおける法人税法上の取扱いを現行のままとすることが示されました。会計基準と税法上の取扱いが異なるため、税務申告で調整することになります。留意が必要です。

○企業版ふるさと納税の見直し

法人税・法人住民税・法人事業税／**減税**

- 企業版ふるさと納税について、**適用期限を 3 年延長**
- 認定地方公共団体に対し、寄附活用事業の適切な実施に関する確認書面の提出の義務付けや、寄附者である法人の名称の公表等の措置が講じられる

○防衛特別法人税の創設

防衛特別法人税／**増税**

- 防衛特別法人税として、法人税額に対し、**税率 4%の新たな付加税**を課す
- 課税標準となる法人税額から年 500 万円を控除
- **令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用**

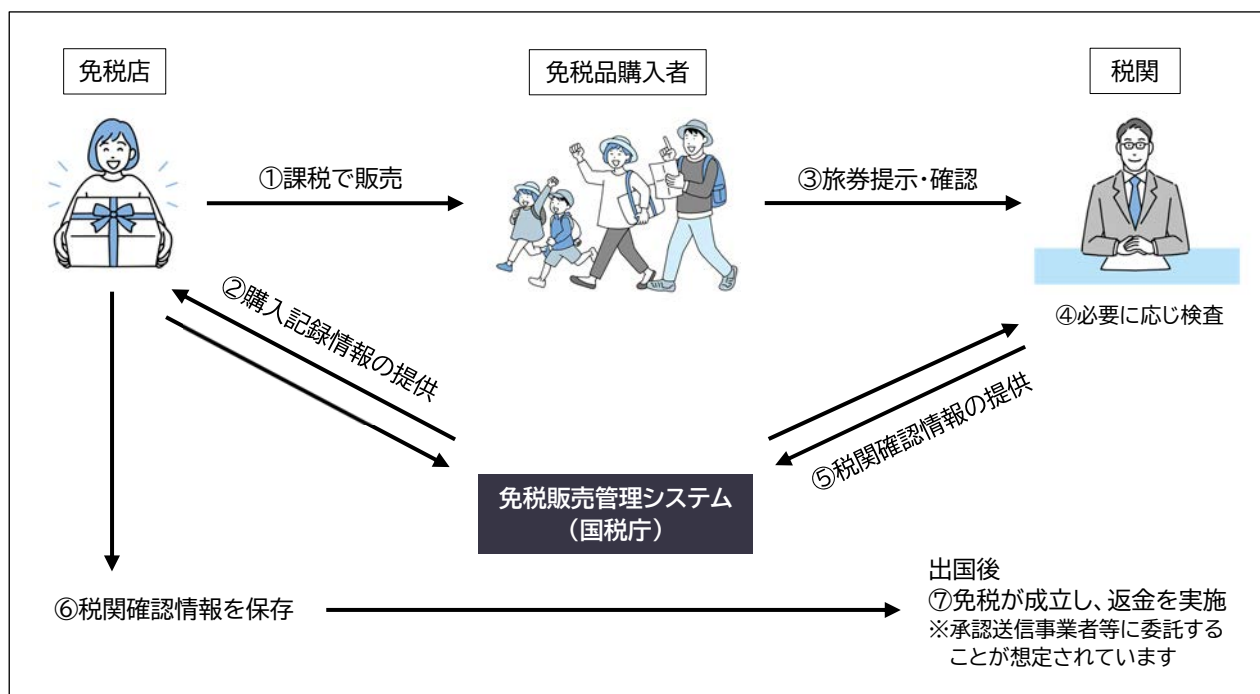
その他

○外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

消費税・酒税・地方消費税

- 令和 8 年 11 月 1 日からリファンド方式（出国時に税関において持出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、その確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金する）に
- 一般物品と消耗品の区分、消耗品の購入上限額（50 万円）及び特殊包装を廃止
- 免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断が不要に

●リファンド方式のイメージ



参考:財務省「令和 7 年度税制改正(令和 7 年 3 月)」https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025.pdf/zeisei25_all.pdf

○リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例の廃止

消費税

- 所得税・法人税の取扱いにあわせて消費税も特例を廃止
- 経過措置として、
 - ・ 令和 7 年 4 月 1 日以前に行ったリース譲渡は、令和 12 年 3 月 31 日以前に開始する年又は事業年度においては、延払基準で計算可
 - ・ 令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合、賦払金の残金を 10 年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる

○電子取引データの保存制度の見直し

所得税／減税

- 電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為について、重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件（下表）を満たして保存が行われている電子取引データを除外
- 令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用
- 上記のシステムを利用して電子取引データを保存している場合について、青色申告特別控除の控除額65万円の適用対象に追加（令和9年分以後の所得税に適用）

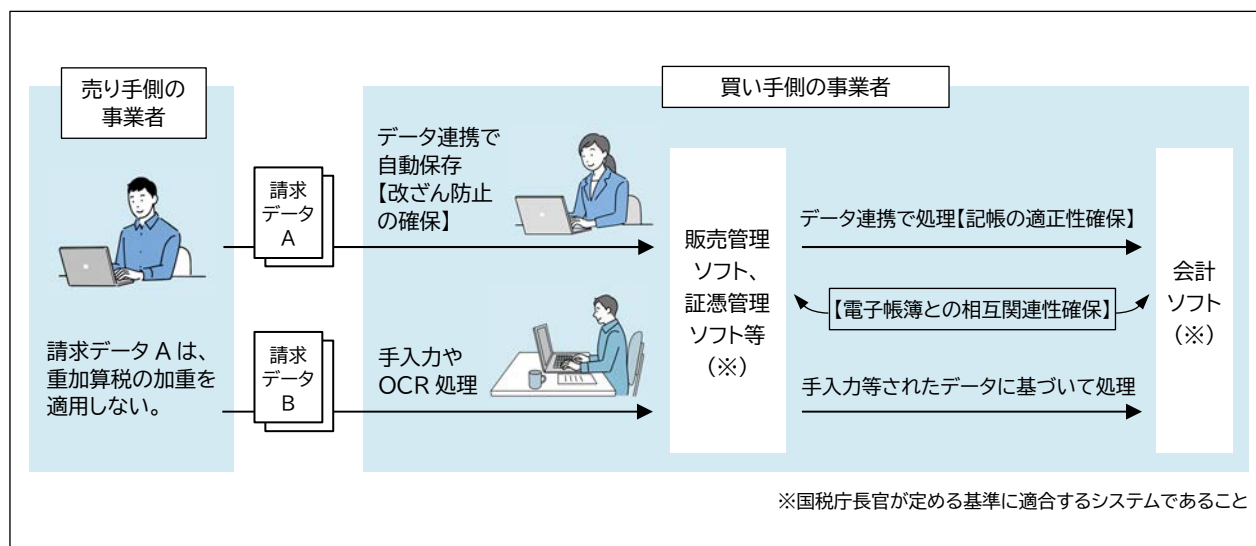
●新設される送受信・保存の要件※1※2

電子取引データの改ざん防止要件	① 改ざん防止の確保 データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う
適正記帳のための要件	② 記帳の適正性確保 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと） ③ 電子帳簿との相互関連性確保 電子取引データ（請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

※1 保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要です。

※2 この他、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要があります。

●適用イメージ



参考：財務省「令和7年度税制改正（令和7年3月）」https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025.pdf/zeisei25_all.pdf

●青色申告特別控除の控除額

正規の簿記の原則に従い記録している者	左記 + 「優良な電子帳簿保存」又は「e-Tax による電子申告」をしている者
55 万円	65 万円

○その他の主な延長措置

資産課税	● 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 ● 相続に係る所有権移転登記等に対する登録免許税の免税措置	2 年延長
	● 特定の学資としての資金貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置	3 年延長
個人所得課税 法人課税	● 中小企業投資促進税制 ※ 法人は農地所有適格法人のみなし大企業の判定に改正あり ● 医療用機器等の特別償却制度 ※ 対象機器の見直しあり	2 年延長
	● 地域経済牽引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除(地域未来投資促進税制) ※ 要件や特別償却率に一定の措置が追加	3 年延長

○検討事項

なお、次の事項については、今回は見送られ、引き続き検討されることが大綱に記されています。

- 令和 6 年度大綱で話題となった**高校生年代の扶養控除の縮小**は、「令和 8 年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得る」と記載されました。
- 令和 5 年度大綱において、所得税、法人税、たばこ税の 3 税で財源を確保するとされた**防衛力強化のための税制措置**は、法人税とたばこ税のみ改正が行われ、**所得税は「引き続き検討する」と**されています。



また、**在職老齢年金制度の見直しへの対応策**についても、具体的に示されています。

在職老齢年金制度は、60 歳以上の厚生年金受給者に給与収入がある場合に、年金の一部または全部の支給が停止される制度です。給与収入と年金収入の両方がある方には給与所得控除と公的年金等控除の両方が適用されますが、給与収入が多いことで年金が全額支給停止となり、給与収入のみとなっている方の場合は、給与所得控除のみの適用となります。結果、同じ収入額であっても税負担が異なることとなり、高齢者の働く意欲の減退につながる懸念されています。

現在検討されている在職老齢年金制度の見直しにより、この税負担の公平性の問題が大きく顕在化することから、税負担額の調整として、「**給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を 280 万円とする**」とし、「令和 8 年度税制改正において法制化を行う」と記載されました。

参考：

財務省「令和 7 年度税制改正（令和 7 年 3 月）」https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2025_pdf/zeisei25_all.pdf
 財務省「令和 7 年度税制改正の大綱」https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_mokuji.htm
 国税庁「令和 7 年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）（令和 7 年 4 月）」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf>
 経済産業省「令和 7 年度税制改正について」https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2025/zeisei_fy2024/index.html
 中小企業庁「中小企業向け「賃上げ促進税制」」<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>
 国土交通省「令和 7 年度税制改正」https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_009804.html
 厚生労働省「令和 7 年度厚生労働省関係税制改正について」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47600.html
 金融庁「令和 7 年度税制改正大綱における金融庁関係の主要項目について」<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241227-2/20241227.html>
 自由民主党「令和 7 年度税制改正大綱」https://storage2.jimin.jp/pdf/news/policy/zeisei_2025.pdf